

苅田町歴史博物館展示基本設計業務委託 特記仕様書

本仕様書は、苅田町（以下「本町」という。）の「苅田町歴史博物館展示基本設計業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務内容について必要な仕様を定めるものである。委託契約を締結する際には、本町と受注者が協議の上、契約書用の仕様書を定めることとする。

1 件名

苅田町歴史博物館展示基本設計業務委託

2 目的

本町では、令和5年度に策定した「苅田町新庁舎建設基本構想」、また、令和6年度に策定した「苅田町新庁舎建設基本計画」に基づき、現在、苅田町役場庁舎建て替えに伴い歴史資料館・文化財収蔵庫の再整備を進めている。本業務では「苅田町歴史博物館基本計画」に基づき、新たに建設する歴史博物館・文化財収蔵庫において、国指定重要文化財等の適切な保存環境や展示手法を採用するための、展示基本設計を行うものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年9月末日まで

4 履行場所

苅田町教育委員会生涯学習課

5 業務内容

(1) 展示基本設計

ア 展示構成等の検討

展示基本計画に基づき、展示構成表を作成すること。

イ 展示配置計画の検討

展示構成と連動し、ゾーニングや空間構成、来館者の動線の検討を行い配置計画を取りまとめる。

ウ 展示手法の検討

展示演出手法の概要（グラフィック・サイン、映像、情報伝達装置、空間演出に伴う内装仕上、展示用照明、展示ケース等什器、模型、備品等）を検討すること。

エ 展示基本設計図の作成

展示室における計画図、平面図、立面図、イメージ図、仕様概要書等、を作成する。

オ イメージパースの作成

上記を踏まえ、イメージパースを4点程度作成すること。

カ 概算整備費の算出

展示実施設計、展示製作・設置に係る概算整備費を算出すること。

キ 業務工程表の作成

展示実施設計、展示製作・設置に係る概略の業務工程表を作成すること。

6 履行方法および条件

- (1) 業務の遂行にあたって、受託者は本町の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、その配置体制について事前に通知するとともに、正確・丁寧にこれを行うこと。
- (2) 業務の遂行にあたって、受託者は関係法令や契約書、本仕様書を順守するとともに、監督員と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごとに報告を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたって、受託者は打ち合わせ記録簿に協議内容を簡潔に記載し、監督員に提出すること。
- (4) 業務の遂行にあたって、必要な資料の収集等は受託者が行うものとし、本町は業務の遂行上の協力をを行う。また、受託者は本町から貸与を受けた資料は一覧表を作成し、業務終了後速やかに返却すること。
- (5) 展示製作・施工関係費用として、150,000千円（消費税及び地方消費税含む）を上限として展示設計業務を行うものとする。

7 成果品

- (1) 展示基本設計図書：2部
- (2) 展示基本設計概要書：2部
- (3) 上記に係る電子データ（(1) (2) のWord及びPDFデータ、その他図表などの作成資料データをDVD-Rに保存したもの）：1部

8 打ち合わせ及び協議録

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成し共有すること。なお、文化庁（文化財管理指導官）との協議も含むものとする。

- ・当初：業務着手時
- ・業務期間中：1回以上／月（必要に応じ隨時）
- ・文化庁（文化財管理指導官）協議：1回（京都府京都市）
- ・独立行政法人国立文化財機構文化財活用センター協議：1回（東京都）
- ・最終：成果品納入時

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- (2) 本業務の遂行にあたって知り得た情報等について、本町の承諾なしに第三者に対して内容を漏らさないこと。また、本業務の完了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の完了後であっても、失策及び不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正を行うこと。なお、訂正に要する費用は受託者の負担とする。